

倫理及び利益相反防止に関する規程

<前文>

一般社団法人 JP-MIRAI（以下「法人」という。）のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう努めなければならない。

（社会的信用の維持）

第1条 法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第2条 法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第3条 法人は、法令や当団体の諸規定のみならず、一般的社会規範を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。

3 法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第5条 役職員はすべての活動において、利益相反がないように、細心の注意を払わなければならない。

2 法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

（休眠預金活用事業実施における役職員の利益相反行為の禁止及び自己申告）

第6条 法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき、同法第19条第2項第3号イの実行団体（以下「実行団体」という。）に対し同号ロの資金分配団体として助成等を実施するにあたり、役職員は、原則として以下の行為を行ってはなら

ず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

- (1) 実行団体又はこれらの団体になり得る団体等(以下「実行団体等」という。)の役員又はこれに準ずるものに就くこと。
 - (2) 実行団体等及びその役職員から金銭、物品又は不動産の贈与及び金銭の貸付けを受けること。
 - (3) 実行団体等及びその役職員から未公開株式を譲り受けること及び供応接待を受けること。
 - (4) 実行団体等の役職員と共に遊技、ゴルフ及び旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
 - (5) 実行団体等及びその役職員をして、第三者に対し前2号から4号までに掲げる行為をさせること。
- 2 役職員は、定期的に前項に該当する事項の有無について事務局長に書面で申告するものとする。
- 3 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、代表理事(但し、申告を行った者が代表理事である場合には他の理事)とその内容を確認し協議のうえ、該当事項がある場合には当該役職員に対し、当該団体等の実行団体としての採択に関する議案の審議及び決議には参加しないことを求めるものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 法人の役職員は、関係する社会的課題の解決促進のために、常に自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、代表理事の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年7月6日から施行する。

この規程は、令和5年6月20日から改正施行する。

この規程は、令和7年1月7日から改正施行する。